

## 規制の事前評価書

<b>政策の名称</b>	外国人技能実習機構の創設	<b>担当部局名</b>	職業能力開発局海外協力課 外国人研修推進室	<b>作成責任者名</b>	外国人研修推進室長 山田 敏充	<b>評価実施時期</b>	平成27年3月
<b>法令案等の名称・関連条項</b>	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案 第57条等関係						
<b>規制の目的、内容及び必要性等</b>	<p>技能実習制度については、「日本再興戦略」改訂2014(6月24日閣議決定)において、全体として一貫した国内の管理運用体制を構築すること、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置を行うこと等の管理監督体制の抜本的な強化が求められており、本法において、監理団体の許可や技能実習計画の認定を始めた規制を設けることとしています。本法に基づく新たな規制に係る権限については、主務大臣(法務大臣及び厚生労働大臣)が行使することとしています。技能実習に係る様々な専門的知見を有する機関が法務省と厚生労働省の二省の権限にわたる内容について一貫した指導監督を行う管理運用体制を構築し、主務大臣の統制の下で定型的かつ非権力的な事務を機構に行わせることが望ましいことから、新たに外国人技能実習機構(以下「機構」といいます。)を設立し、許認可権限については最終的な権限を主務大臣に留保しつつ、その主要な業務を機構が担うこととします。</p> <p>これにより、監理団体の許可申請、技能実習計画の認定申請等に係る所要の事務手続きを機構に対して行うこととなるとともに、機構が実習実施者及び監理団体に対する報告徴収等を行うこととなります。</p>						
<b>想定される代替案</b>	監理団体の許可申請、技能実習計画の認定等業務について、全て国において実施することとします。						
<b>規制の費用</b>	<b>費用の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
1 遵守費用	遵守費用は発生しないものと考えられます。	遵守費用は発生しないものと考えられます。					
2 行政費用	規制の導入にあたり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 ・機構を新設することに伴う施設、設備等に要する費用 ・機構において業務を実施するために必要となる人員に要する費用	規制の導入にあたり、国において、以下の費用を要することが考えられます。 ・新たな業務を実施するために必要となるに伴う施設、設備等に要する費用 ・新たな業務を実施するために必要となる人員に要する費用					
3 その他の社会的費用	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。	その他、社会的費用は発生しないものと考えられます。					
<b>規制の便益</b>	<b>便益の要素</b>	<b>代替案の場合</b>					
	二省の権限にわたる内容について一貫した指導監督を行う管理運用体制を構築し、主務大臣の統制の下で定型的かつ非権力的な事務を機構に担わせることで、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を構築することができます。	技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図る体制を構築することができるが、定型的かつ非権力的な事務についても国の職員が直接実施することとなり、行政組織の肥大化を招くこととなります。					
<b>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</b>	当該規制を導入することに伴い、改正案と代替案のいずれにおいても費用負担が発生しますが、新法に基づく事務は、複数の国の行政機関の権限に関わっており、個々の行政機関が分担して実施するよりも、一つの法人に集約して実施の方が効率的と考えられます。また、法務省・厚生労働省の所管に関わる事務を集約した上で、民間の力の活用による業務の効率的な実施を図ることが費用便益の観点からは最も妥当と考えられることから、規制の新設に当たっては改正案の方が望ましいものと考えます。						
<b>有識者の見解その他関連事項</b>	<p>「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日)において、以下のとおり取りまとめられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化</li> <li>技能実習制度については、買金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。</li> </ul> <p>「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書(平成27年1月30日)において、以下のとおり報告されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理団体の許可、監理団体及び実習実施機関への立入検査、報告徴収等の新たな指導監督権限の行使に当たっては、法務省・厚生労働省の2省の所管に関わる事項について一貫した指導監督を行うことが望ましいことから、制度管理運用機関を新設し、これに指導監督に関する事務を行わせるものとすべきである。</li> </ul>						
<b>レビューを行う時期又は条件</b>	本法案の附則において、政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしています。						